

よくあるご質問

令和3年3月9日更新版

Q 市内で複数店舗の経営している場合、交付金額は1店舗あたり10万円という考え方ですか。

A 1事業者あたりの交付上限額を10万円としています。市内で複数店舗を経営されている場合は、全ての店舗の合計額を申請してください。

Q 補助対象者は飲食店のみですか。

A 市内に店舗や事務所を有していれば、業種に関係なく申請いただけます。

Q 補助対象者は中小企業、個人事業主のみですか。

A 企業の規模に関係なく、市内に店舗や事務所を有していれば対象となります。大企業でも申請いただけます。

Q 長久手市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金と併給できますか。

A 両者とも交付申請できます。

Q 補助金は交付上限金額に達するまで、何度でも申請できますか。

A 申請は1回限りとしています。一括して申請してください。

Q 以前に新型コロナウイルス感染症対策のために備品を購入しましたが、1月18日以前の経費は対象になりませんか。

A 愛知県が感染状況のステージを「警戒領域」から「厳重警戒」に引き上げた昨年11月19日以降に購入した経費を対象としています。

Q ポイントで購入した場合は対象となりますか。

A 実費分のみ補助の対象となるため、ポイント支払分は対象外です。

Q 感染症の拡大防止のためにフェイスシールドやマスク、消毒液を購入しましたが、補助対象となりますか。

A 対応年数が1年以上で、かつ単価が5,000円以上のものが対象となるため、補助対象となりません。

Q 本社の所在地が市外でも、長久手市内に店舗がある場合は補助対象者になりますか。

A 補助対象者となります。

Q 申請するにあたって、開業日、廃業日の規制はありますか。

A 申請日までに開業していることが条件です。同様に申請日時点で廃業していないことが条件です。

【2月24日追加項目】

Q 市内に本社があり、市外で飲食店を経営しています。この場合、市外の店舗に設置する備品は補助対象になりますか。

A 長久手市内の新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的としていますので、市外の店舗に設置する備品は補助対象外です。市内の本社で使用するために購入した備品の分のみ申請を行ってください。

【2月25日追加項目】

Q 自動手指消毒器や自動で手洗い洗剤の出るソープディスペンサーは補助対象となりますか。

A 単価5,000円以上、耐用年数が1年以上のものであれば新型コロナウイルス感染拡大防止の防汚・除菌対策の備品として対象となります。ただし、補充用の消毒液やハンドソープ等は消耗品のため補助対象外です。

【2月26日追加項目】

Q 国や県等で同様に新型コロナウイルス感染防止対策のため備品購入費について補助を受けていますが、長久手市新型コロナウイルス感染防止対策備品購入補助金についても受給することは可能ですか。

A 申請は可能ですが、すでに受給されている他の補助金の減額や返還の申請が必要となる場合があります。

【3月1日追加項目】

Q 紫外線でおもちゃやマイクを消毒する紫外線殺菌消毒保管庫のような消毒機械を購入しましたが、補助対象となりますか。

A 防汚・除菌対策の備品として対象となります。

Q 除菌マットをリース契約しているが、該当期間に発生する支払い代金は補助対象となりますか。

A 備品を購入した際の経費が補助対象となるため、リース代は補助外です。

【3月9日追加項目】

Q 除菌対策に効果があるオゾン発生機を購入したが、補助対象となるか。

A 補助対象となります。

Q 新型コロナウイルス感染症対策のため換気をしていて寒いので、新たに暖房器具を購入したが、補助対象となるか。

A 単なる暖房器具は補助対象外です。空気清浄機能付きの暖房器具は対象となります。

Q 空気清浄機と合わせて、空気清浄機の使用に必要なフィルターを購入したが補助対象となるか。

A 空気清浄機と合わせて購入した場合は対象となります。

Q 病院を営んでいるが、新型コロナウイルス感染者が発生した際に感染者と一般患者の隔離を実施する。隔離した際に、一般患者と同じ器具を使用できないため新たにベッドや掃除用具を購入しようとしているが、補助対象となるか。

A ベッドや掃除用具などは、通常の業務にも使用できるため、補助対象外となります。隔離用のパーティションなど新型コロナウイルス感染症対策に直接的に使用するもののみ補助対象となります。

Q 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン会議の実施を検討している。新しくパソコンを購入したり、Wifi回線の導入を検討しているが、補助対象となるか。

A 新型コロナウイルス感染症対策以外の通常の業務にも使用できるため、補助対象外となります。

Q 空気清浄機能付きエアコンを購入したが、本体代のみが補助対象となるのか。

A 新型コロナウイルス感染防止対策のために購入した備品を設置する工事代や、保証期間の延長のための保証料は補助対象となります。

なお、エアコン等の買い換えの際の、古い家電のリサイクル料は補助対象外となります。

Q 新型コロナウイルス感染症対策として、不特定多数の人が使用する店舗のトイレの電気のスイッチを人感センサーに対応したものに变更しようとしているが、補助対象となるか。

A 補助対象となります。